

衆議院 環境委員会 議 録 第 八 号

平成十七年四月十九日(火曜日)

午後二時五十二分開議

出席委員

委員長 小沢 鋭仁君
理事 大野 松茂君 理事 桜井 郁三君
理事 竹下 巨君 理事 西野あきら君
理事 奥田 建君 理事 近藤 昭一君
理事 肥田美代子君 理事 石田 祝穂君
理事 宇野 治君 理事 大前 繁雄君
加藤 勝信君 城内 実君
小坂 憲次君 近藤 基彦君
鈴木 淳司君 砂田 圭佑君
能勢 和子君 鳩山 邦夫君
原田 令嗣君 船田 元君
松宮 勲君 荒井 聰君
岸本 健君 佐藤謙一郎君
田島 一成君 長浜 博行君
村井 宗明君 吉田 泉君
高木美智代君 山本喜代宏君

政府参考人 田村 義雄君
(環境省総合環境政策局長)
政府参考人 滝澤秀次郎君
(環境省総合環境政策局長 環境保健部長)
政府参考人 小島 敏郎君
(環境省地球環境局長)
環境委員会専門員 遠山 政久君

委員の異動

四月十九日

補欠選任

城内 実君

原田 令嗣君

根本 匠君

近藤 基彦君

松本 龍君

岸本 健君

土井たか子君

山本喜代宏君

同日

辞任

補欠選任

近藤 基彦君

根本 匠君

原田 令嗣君

城内 実君

岸本 健君

松本 龍君

山本喜代宏君

土井たか子君

四月十九日

地球温暖化防止森林吸収源対策の着実な推進を
求める意見書(茨城県常陸太田市議会(第六五
三九号))

地球温暖化防止森林吸収源対策の着実な推進を
求める意見書(茨城県高萩市議会(第六五四〇
号))

有害鳥獣対策のルール確立を求める意見書(大
分県別府市議会(第六五四一号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改
正する法律案(内閣提出第七九号)

○小沢委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地球温暖化対策の推進に関する法律
の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣
官房内閣参事官森本英香君、外務省大臣官房参事
官小井沼紀芳君、林野庁林政部長岡島正明君、林
野庁森林整備部長梶谷辰哉君、経済産業省大臣官
房参事官深野弘行君、国土交通省総合政策局次長
平田憲一郎君、環境省総合環境政策局長田村義雄
君、環境省総合環境政策局長環境保健部長滝澤秀次
郎君及び環境省地球環境局長小島敏郎君の出席を
求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異
議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○小沢委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。松宮勲君。

○松宮委員 ありがとうございます。自由民主党
の松宮勲でございます。

本日は法案の審議の委員会でございますけれども
も、私は、この法案の前提となっております地球
温暖化問題あるいは地球温暖化対策について、基
本的な事項について、限られた時間でございますが、
御質問させていただきたいと思っております。

まず第一点でございますけれども、二〇〇四年
の秋にロシアが京都議定書を批准したことに伴い

まして、先般、ことしの二月十六日から京都議定
書がいよいよ発効することとなりました。我が国
では、例の六%の排出削減というのがいよいよ義
務づけられたわけでありまして、二〇〇八年から
二〇一二年の第一約束期間の達成に向けて、今、
獅子奮迅の努力が関係方面についてなされている
ところであり、そうした流れのもとで、今般この
法律の改正も行われようとしているところでござ
いますし、さらには、三月には京都議定書目標達
成計画案なるものが取りまとめられ、恐らく連休
明けでございましょうか、近々に閣議決定がされ
ることになっていくと伺っております。

そこで、我が国にとつての京都議定書の目標値
を達成するに当たって、まず、我が国が国際的に
見て、どのような評価といたしますか、位置づけと
申しますか、地球温暖化・排出ガス対策としてど
ういう位置にあるのかということについて、お伺
いをさせていただきたいと思っております。

私個人は、長年かつての通産省に在籍をいたし
ておりまして、昭和四十八年、九年の第一次石油
危機、そして五十三年、五十四年の第二次石油危
機も直接行政分野で担当し、いろいろな省エネ、
新エネ等の開発促進のための業務にタッチしたこ
とが思い出されるわけでございますが、今思い出
してみますと、第一次石油ショック前の原油の価
格というのは、バレル当たり一・二ドルでござい
ました。これが第一次石油危機のときには約十倍
になって、十二ドル・パー・バレルになりました

た。それから数年後の第二次石油ショック、五十
三年から五十四年でございましてけれども、このと
きには、最高三十ドルの後半、三十六、七ドルま
でいったかと思っております。世界で最も海外的なエネ
ルギー依存度の高い我が国にとって、しかもその
大半を中東諸国を中心とした石油輸入に依存して
いた我が国にとつては、これは大変な桎梏、ハ一

ドシップでございます。しかし、にもかかわらず、ありとあらゆる分野における努力によつて、見事に我が国は、省エネなり新エネの導入促進に努め、世界に冠たる省エネ大国を実現したわけでございます。

この我が国が持っている力、あるいはこれからもち続けるであろう潜在的な力こそ、環境の世紀と言われております二十一世紀において、いろいろな意味で、今、憲法論議も含めて我が国の目指すべき国家像というのが喧伝されておりますけれども、一つの確たる方向として、国際的な貢献の大きな方途として、環境立国で、環境面で国際的な平和と安全と諸国民のウエルフェアの向上に寄与するという意味でも、この我が国がかげえのない大変な力の蓄積そしてその活用というのは、大事な大事な資産だろうと思っております。

そういうことを踏まえて、今日、我が国の省エネ対策、あるいは新エネ、あるいは地球温暖化対策等につきまして、主として欧米諸国と比較してどう評価を国際的にされておられ、そして政府としては、我が国の力量と申しますか、我が国の現状をどう評価していらつしやるのか、お伺いしたいと思います。

私の質問の問題意識は、ともすれば一部の学者なり専門家には、ヨーロッパの、主として規制的な地球温暖化対策についての取り組みの方が日本の取り組みよりはすばらしい、より進んでいるのではないかと、こういう見方が間々なされている嫌いがあるわけでございますけれども、その点も含めて、日本の力というのをどう評価されていらつしやるのか、まず第一点、お伺いさせていただきます。

○能勢大臣政務官 ただいま松宮先生からお話がありましたとおり、京都議定書の約束期間が二〇〇八年から二〇一二年までであるわけでありまして、先進各国も、この期間に向けてさまざまな政策、措置を導入しまして、議定書の目標達成に向けて各国ともに今頑張っているところであります。

その中で、京都議定書の目標と現在の排出量について見ますと、英国、フランスなどは、議定書の目標を既に達成する水準にきている、一方、我が国と、それからカナダ、スペインなどにおきましては、目標達成に向けてさらに排出量の削減が必要な国という位置づけになっておるところであります。

それで、我が国はこれまで、先生の御指摘にありましたように、省エネにつきましては、本当にその推進とくに積極的に取り組んできておりますから、例えば太陽光発電とかハイブリッド車、あるいは燃料電池、省エネ型の家電ですね、今御指摘のとおり、ヨーロッパのみならず、国際的に見ても、すぐれた温暖化対策の技術を有している国だというふうな自負もしておりますし、また、認められておると思っております。

さはさりながら、それでは六％、プラス七・六の削減がいくかといえますと、なかなかそれは厳しい状況であります。京都議定書の六％削減を達成するには、さらに温暖化対策の一層の推進をしなければこの目標達成にいかないというのが現状でございます。

そこで、今回、対策の見直しの中にあります京都議定書目標達成計画案では、今回の法改正に、算定・報告・公表制度の導入を初めとします追加的な政策を盛り込みまして、これらの追加的な政策を通して、対策を通して、何としても我が国も六％削減を達成していきたいという形で、この新しい対策の改正に向けて取り組んでいるのが現状であります。

そういう意味で、技術面におきましては、今おつしやられたように、あらゆる技術は世界的に評価されているというふうな思っています。そういう意味ではやっています、なお厳しい状況というところが一方にありますので、両方あわせてこれからも取り組んでいく決意でありますので、どうかよろしく御支援をお願い申し上げます。以上であります。

○松宮委員 後ほどまたポスト京都メカニズムで御質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、確かに、今お答えのように、我が国は、依然として六％という大変なハードルを克服するために、万難を排してこの壁を克服しなければいけないということでございます。

ただ、個人的に申しますと、私は、京都議定書自体の目標値というのが、それぞれの国民にとつて、公平性から見て至当であるかどうかということについては、これは経緯があつた数字でございますから、我が国としては、これは国際的な公約であり、条約も発効した以上は守らなければいけませんけれども、京都議定書メカニズム自体がはらむ非常に大きな構造的な問題である、そしてそれが、後ほど御質問させていただくポスト京都議定書対策としてつくられるであろう国際的な枠組みの中では、ぜひともこれは、政府を挙げて、国を挙げてその見直しを図っていただきたいということをお願いさせていただきます。

GDP一単位当たりの我が国のパフォーマンスが、圧倒的に、ヨーロッパを三割ほど上回っており、アメリカに対しては二倍以上上回っており、まして、中国を初めとする多くの発展途上国に対してはけた違いであるということをしっかりと踏まえた上で、我が国の国益も考えながら、そして、冒頭申し上げましたような環境面での国際的な貢献という意味でも、我が国のポテンシャルというものを大いに発揮していくべきだということに考えておる次第であります。

ところで、この六％の目標を達成していくためには、排出源削減あるいは吸収源対策と同時に、いわゆる京都メカニズムの活用というのが非常に大事でございます。あくまでも補完的な位置づけでありますけれども、六％のうち一・六％というのがこの京都メカニズムの活用で期待されている数値であります。京都メカニズムは、御承知のように、共同実施とか、あるいはグリーン開発メカニズムとか、あるいは国際排出量取引という、

三種類から成るわけでありまして、いずれもまだ緒についたばかりと申しますか、本格的にはこれは二〇〇八年からでございますけれども、私個人としては、何としてもこの一・六％は京都メカニズムを活用しなければ、やはり日本の六％の達成というのは非常に容易ではないというふうな考えている次第でございます。

しかし、例えば発展途上国との間の大きな柱になるべきCDMにつきましても、国連で認められたものはたしかまだ一件だろうと。後でちょっとお答えいただきたいと思いますけれども、一件にすぎないと思つたし、CDM理事会自体についても、やはりその審査に大変時間がかかるであろう。あるいは、その前の大前提として、プロジェクトの発掘、展開、そしてCDM理事会等での一連の手続で最終的にオーソライズされるまでというのが大変な時間とコストも要するであろうと。その辺、正式に二〇〇八年、第一約束期間がスタートするまでに詰めなければいけない問題点というのは、やはり非常に多々あるだろうという感じもいたしております。

その辺についての国としての取り組みなりあるいは見直しについて、ぜひお伺いをさせていただきます。

○小池国務大臣 御指摘のとおり、この京都メカニズムというのは、補完性の原則を踏まえつつも、京都メカニズムの活用ということは重要な観点でございます。

京都議定書の約束の達成に向けては、まずは国内対策を基本として最大限努力する、これは言うまでもないと思つたし、一方、この不足する差分となるであろう基準年の総排出量比の一・六分ということが注目されるわけでございます。排出削減事業の発掘であるとか実施に対する支援といったような従来の取り組みに加えまして、削減量を政府が円滑に取得するための仕組みの導入が必要である、このように考えております。今御指摘ありましたように、CDM理事会の方

も、どのようにしてそれを測定するのかから始まりまして、どういう形であるというのがまだ決まっていないという状況であるということは私もよく承知もしているところですが、でもあるならば、その仕組みについても多々ある。二〇〇六年度からの実施を目指して検討を行って、そして必要な措置が速やかに講じられるようにしておくというところで、京都メカニズムの活用をしっかりと図れるように取り組んでまいりたいと考えております。

一・六％というのは、数字の上では小さいように聞こえるかもしれませんが、排出量という点では、五年間で約一億トンということで、大変大きな数字であります。プロジェクトをその中に幾つ入れるかとか、非常に具体的などころになりますとこれから大いに詰めていかなければならない部分がある、このように認識をいたしております。

○松宮委員 近く閣議決定されます京都議定書目標達成計画案の中でも、私も非常に至当だと思えますけれども、京都メカニズムの本格的活用というのが明記されております。ぜひ、今大臣のお答えのような方向で、この一・六％、目標完遂のためにいろいろな努力をしていただきたいと思っております。

とりわけ私はCDMの重要性を強調させていただきたいと思うんですが、冒頭申し上げておきますように、日本の省エネ努力、あるいは地球温暖化対策に対する各分野の努力の成果というのは、まさに本場に誇るべき、世界に冠たる水準にございます。したがって、これからさらに六％削減ということになりますとやはり大変な経済的コストを必要とするということでございます。いろいろな文献にも明記されておりますように、日本の場合には、CO₂単位で一トン当たり削減するのに約百十ドル、たしかEUは八十ドル、アメリカは約五十五ドルということでございます。発展途上国、中国を含めての開発諸

国においてはそのコストというのはもつと安いというところであるならば、これは、宇宙船地球号の観点から、世界大の削減量対策としてCDMというのを大いに活用していただくということは、大変これは大事な課題だろうと思っております。

その際、一つは、これは質問じゃございませんですけれども、やはりODAをできるだけ積極的に活用していく、そして、CDMの場合に、適切で効果的なプロジェクトというのを発掘し、それをしっかりとクレジットとして獲得していくということが、戦略的にも非常に大事な課題だろうというふうに考えております。最近の厳しい財政事情のもとでのODAの削減というのが、国際的に見ても日本の劣位というのが非常に顕著にあらわれているということで、残念なことでございますけれども、ぜひ、国際的な環境政策の観点からも、積極的に前向きに大臣以下ODAを活用していく、それが、ひとり日本のみならず、世界全体の地球環境の浄化、温暖化対策に非常に実効ある策であるということを確認して、かつ、実を上げていただきたいというふうな思っております。私も、その面については積極的に御支援をさせていただきたいというふうな思っているところでございます。

それから、京都議定書の第一約束期間は、もう当然のことながら二〇〇八年から二〇一二年の五年間でありまして、その後の次期のステージをどうするかということは、ことしから本格的に議論が始まるということになっているところであります。(発言する者あり)御指摘のように、非常にこの面が大事なことであります。

当初は、京都議定書、アメリカの批准も期待され、世界全体で、エネルギー起源のCO₂換算ベースでは、約七割ぐらいの国が参加し、カバレッジ七割ということが期待されたところでございますけれども、恐らくこれは三割程度に終わるだろうし、それから、年を追うごとに、例えばこの議定書で義務を負っていない中国やインド等の経済発展、最近の大変な高度成長、それに伴う工

ネルギー消費の増大、それに伴う排出量の増大等々を考えますと、この三割の数値さえ逐年低下することがほぼ確実視されているわけでございませぬ。

繰り返すけれども、もう本場に、宇宙船地球号、その一つの例として、大きなきれいな池があつて、日本なり欧州諸国、批准をして義務を負っている国だけが一つの共有する池の中できれいに自分のところを浄化していても、周囲のアメリカなり中国なりインドなり、その他の非批准国が、それなりに努力はしていらつしやるんですけれども、相変わらず相対として我々やヨーロッパ諸国並みの努力をしていないということになつたら、これは何のための地球温暖化対策かということになるわけでございますので、その辺もしっかりと踏まえて、先ほど来も指摘させていただきましたように、公平で実効性のある枠組みといたしてをぜひ構築しなければいけないという気がいたしているわけでございます。

その点、今般の京都議定書目標達成計画案の中でも、非常にすばらしい文章が入っているわけでございます。気候変動枠組み条約における共通だが差異ある責任及び各国の能力に依り気候系を保護すべきとの原則を踏まえつつ、米国や発展途上国を含むすべての国が参加する共通ルールとしての施策が重要であると。恐らく、これを確保していくためには、間違いなしに、現下の京都議定書が規定するようなメカニズムでは無理だろうという感じが私はいたしてしております。

何と云っても、この面でも、日本が得意とするような、例えば、アメリカもまた精力的に取り組んでおりますCO₂の固定化技術のより一層の開発、あるいは水素燃料等の開発、普及促進等々、テクノロジの開発促進による貢献面でも今まで以上に力を尽くしていかねばいけないでしょう。さらに、先ほど御指摘させていただきましたようなCDM等のいわゆる京都メカニズムを、より柔軟に、活用しやすいようなメカニズムというものをいれていくという努力も必要だろうと思いま

す。

とりわけ、何と云っても大事なものは、先ほど触れさせていただきました、エネルギー起源のCO₂、排出量ベースで世界全体の二四％を擁しておりますアメリカとか、あるいは一三％を擁しております中国、さらには、六％でございますが、インド等々、それにロシアも足しますと、この四方国で世界全体の排出量の半分を占めるわけでございますから、こういう国の参加、そして参加に伴う義務をしっかりと遵守していただくということがやはり必要でございます。

ある意味ではトレッドオフの関係にあるわけでございませぬけれども、しかし、ぜひその面に向けて、日本の、冒頭申し上げております、世界に冠たる省エネなり環境関連の技術を擁して、そして、これをまた発展途上国を中心に世界に伝播するだけの力もあるということを踏まえて、我が国にとつても裨益するよう、そして世界全体が参加しやすく、効果のある、コストパフォーマンスの高いポスト京都議定書の枠組みというのをぜひ打ち立てていただきたい。

繰り返してございますが、いよいよことしから本格的な議論が始まるということでございますが、その辺についての環境省、政府としての取り組みの決意と、そして、大体今の時点での取り問題点が議論され、どう収束しようとしているのか、なかなか今の時点ではお答えするのは難しいかと思っておりますけれども、わかる限りで結構でございますから、その辺も踏まえてお答えいただきたいと思います。

○小池国務大臣 御指摘のように、いわゆるポスト京都、次期枠組みというのが議論の中でも極めて重要であるということはいくつと認識をいたしております。認識するだけでなくて、そもそも京都議定書で、ことしじゅうに次期枠組みについての議論を開始するというのも定められているわけでございます。

ただ、昨年十二月に、COP10、私も出席をいたしましたけれども、次期枠組み交渉の開始につ

きましては、先進国と途上国の立場、かなり大きなものがある、また、議論を開始することはなかなか容易ではないという状況でございます。そこで、ことしの五月でございますけれども、各国政府の専門家によりましてセミナーを開催するというのが合意されるにとどまらず、というのが率直なところではないかと思っております。

ただ、我が国といたしましては、次期枠組みに關して、すべての国が参加する実効あるルールを構築するということが、これは日本にとりまして基本的な方針としてございまして、そのためには、まず先進国が京都議定書の削減約束を確実に達成することが重要である、もちろん我が国もやとということでございまして。

これからの流れでございますが、ことしの七月は、G8のサミットがイギリスが主催国となって開かれるわけでございますが、その際のテーマとして、イギリスがリーダーシップを払ったテーマの設定で、気候変動ということが取り上げられることになっております。これに關連して、せっかく、委員会の、国会の御承認も得て私も出席した会議でございますけれども、G8議長国のイギリスが三月に開催いたしましたエネルギー・環境閣僚円卓会合、ここで、G8に加えまして中国やインドも参加をいたしております、参加二十カ国が一致協力して気候変動問題に取り組む必要がある、その共通認識が確認されたところでございまして。

第一約束期間二〇〇八年、今が二〇〇五年でございますので、あと三年後ということ、あつという間だということだと思っております。そしてまた、その第一約束期間が終わる一二年というのも、これもあつという間になるのではないかとこのように思っています。今、この時点ではまだ先のようなことと思われるかもしれませんが、そのあたりはかなり早い。そんな認識もいたしながら、一方で、次期枠組みに向けての先進国と途上国との共通の認識を積み重ねていくというのは、急いでや

らなくちゃいけないことだと認識いたしております。

現在、環境省では、まず中央環境審議会での次期枠組みづくりのあり方について検討いたしたいらるんでございますけれども、これらの検討結果も踏まえながら、また、国際的な動向も踏まえながら、世界各國が参加できる共通の枠組み構築に向けて、その国際交渉などで我が国もリーダーシップを発揮してまいりたいと思っております。

ありとあらゆるチャンスをとらえましてそういった国々への働きかけなども続けていきたいです、また、次なる、アンブレラグループというのに入っているんですけれども、その中にも、アメリカも入っております、ロシアも入っております。そういったいろいろな会合などを通じて、そうした理解を、少しでも縮めていくということに努力をしたいと思います、このように思っております。

○松宮委員 本当に実効ある、そしてコストパフォーマンスの高いポスト京都議定書、国際枠組みの構築というのは、なかなか容易なことではないと思っております。特に、アメリカ、中国という世界のナンバーワン、ナンバーツーの排出国をビルトインして、彼らをして成果を上げるような、そういう枠組みの構築に向けて、大臣が先頭に立って御尽力をいただきたいと思っております。

最後に、環境税について、この京都議定書計画案との絡みで御質問をさせていただきたいと思っております。環境税については、昨年、政府税調あるいは私も自民党の党税調等々、各方面でいろいろな議論がなされておまして、一つの経済的手法としての地球温暖化対策としての必要性なりあるところは是非について各界から関心が持たれているところでございますが、このたびの京都議定書目標達成計画案については、私は、関係方面の現時点での最大公約的な取りまとめになったんだらうなと感じているところでございます。

環境税については、国民に広く負担を求めることになるため、関係審議会を始め各方面における地球温暖化対策に係る様々な政策的手法の検討に留意しつつ、地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業界の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るよう努めながら、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。

ということ、これが、いわゆる横断的な施策のポリシイミックスの一環として位置づけられているわけでありまして。政府税調では既に検討が始まっているところでございますけれども、追つかけて自民党でも党税調の作業が本格的に秋から年末に向けてスタートするわけでございますけれども、こういう目標達成計画案における、今読み上げさせていただきました環境税の位置づけを踏まえた上で、環境省として、環境税についてどう取り組まようとしていくのかということ、ぜひお伺いさせていただきたいと思っております。

私、個人的には、念のため申し上げますと、文字どおり自民党の税調で議論され、そしてまとめられたあの取りまとめのとおりやはり取り組んでいって、その中で、環境税についても、ワン・オブ・ゼムの方策として、ラストリゾートという言葉が適当かどうかはわかりませんが、一つの選択としてあり得るといえるのが関係者のコンセンサスと出てくるならともかくも、その前にステップ・バイ・ステップで講ずべきあるいは議論すべき課題というのには非常に多くあるという感触だけ申し述べさせていただきます。環境省としての考え方を伺いさせていただきます。

○小池国務大臣 京都議定書の約束達成のために、今回の目標達成計画に盛り込まれました各種の対策を確実に実施していくということが何よりも重要でございます。環境省については、環境税について、価格インセンティブ効果、そして財源効果などでさ

さまざまな対策の実効性が確保できるということ、有力な追加的な施策だと考えております。六%の削減約束を達成するための対策を確実に実施するために必要ということを考えているわけでございます。

また、京都議定書の約束達成のための対策が確実に実施されますよう、環境税については、計画案において、「真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。」と位置づけられているということから、国民、事業者などの御理解、御協力を得るよう努めつつ、早急に議論を進めてまいりたいと考えております。

委員冒頭に、七〇年代の石油価格、バレル当たり平均一ドル二十セントというお話がございました。それから考えますと、今、五十ドル台で推移しているわけで、これは、アメリカWTIを基本に考えますとそういった価格になっている。ですから、当時のオイルショックのころから考えますと、途方もなく高くなっているわけでございまして。しかしながら、石油がほとんどない我が国にとりましては、その後、地球温暖化と絡めてエネルギー対策をどうするかというのは極めて重要な観点だと思っております。

その意味でも、この環境税を考えるに当たっても、総合的に真摯に考えていく重要なテーマだと考えておりますので、これからも、環境税につきましても、広く国民皆様方の御理解を求めて、私どももしっかりと広報活動なども続けてまいりたいと考えておるところでございます。

○松宮委員 ありがとうございます。これで終わります。

○小沢委員長 次に、村井宗明君。

○村井宗明委員 民主党の村井宗明です。よろしくお願いたします。

本日議題となつております地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。

まず、私が思っていること、それは、京都メカニズムだとか森林吸収というのとはとも補足的

な施策だつたはずなんです。本当にメインになるのはCO₂の排出量を減らすことだつたはずなんです。なぜかつじつま合わせの数字を合わせるために、CO₂を削減させることがメインのはずなのに、そうじゃない補足的な措置だつた京都メカニズムだとか森林吸収とか、そういったことばかりで数字を合わせているような気がしてなりません。

ちょうど京都議定書採択したCOP3のとき、今から八年前、一九九七年、私もNPOの活動家の一人としていろいろな形で協力させていただきました。環境問題に取り組む学生の仲間たちといろいろなイベントを開催したり、列島縦断エコレレーを企画して、その事務局などとして参画させていただきました。

そのときに、いや、京都議定書がこうやって採択されれば、きっとCO₂の排出量を減らしてくれるだろう、そしてそのための具体的な政策がどんどんと盛り込まれるんだろうと思っていたら、実際はそうじゃない。あの採択をされた後も、CO₂の排出量はどんどんどんどんふえる一方。こんなにふえてどうするのか、そろそろCO₂の排出量自身を減らすための政策を練るのかなと思っていました。

ようやく発効してCO₂の排出量を減らすのかと思つたら、そうじゃない。京都メカニズムだとかそういうのが中心になって、排出量を減らすんじゃないくて、補足的な措置が中心となつた。本末転倒ということになつていっているんじゃないかというふうな気がしています。

そして、ことし二〇〇五年二月十六日、京都議定書が発効したことに私は大きな感動と感激を持ちました。そう思つたうちの一人です。しかし、地球温暖化防止対策というのはまだまだこれからだと言わざるを得ません。

京都という名前がついています。日本を代表する地名です。世界にはいろいろな条約があつて、例えば、歴史的には、ベルサイユ条約、ポーツマス条約とか、地名をつけた条約が後世に残つてい

ます。最近でも、ラムサール条約、ワシントン条約などと地名がつけられています。何としても、この日本の地名がつけられた議定書をしつかりと立派なものに、そして、後世に誇れるものに仕上げたいかなければならない、私はそう考えます。

党利党略や思想、信条を超えて、全世界が共通して取り組む必要があると思います。この環境委員会として活動しているみんなで力を合わせて、どうやってCO₂の排出量を減らしていくのかというところに真剣に取り組んでいきたい、そういうふうに思っています。

まず、冒頭、小池大臣に何点かお聞きしたいと思います。二月十六日の京都議定書発効を記念して、各種の記念行事やイベントが行われました。読売新聞の一面にどおんと出ていたように、この国会でも、議定書の発効日、全政党の方々が集まって、そしていろいろな環境NPOの活動家が国会に集まって、大きな地球儀の前で手をつなぎ、CO₂の排出量を減らそう、地球温暖化を防止しようというイベントが開かれました。大臣の方はなぜか参加いただけなかったんですが、後で聞けば、京都の方のNPOの、それからいろいろな集まりに出ておられたということであつたのだと思います。

このキャラバンでは、京都から東京までCO₂を出さない自転車、何と自転車、京都から東京まで学生たちが中心になつて自転車で走りながら、沿線の市長さん、知事さんなどと懇談をしながらアピールをしてきたというふうになつています。そして、国会到着後、私も含めて超党派の全党の議員と一緒に、国会の中で市民集会が開催されました。こういった形で、政府や自治体が主催するものでなく、まず学生や市民グループが自発的な活動をどんどんしています、こういったものに對しての小池環境大臣の見解及び評価をお伺いいたします。

○小池国務大臣 京都議定書の約束を達成するためには、政府のみならず、地方自治体もそうす

し、それから企業、さらには国民一人一人が参加していただく、それによって目標達成が初めてな得るものだと考えております。事業者、国民、そしてもちろんNGOの皆さんなど、あらゆる主体の参加と連携が極めて重要でございます。

二月十六日の京都議定書発効の日でございますけれども、全国で広く学生そして市民団体の方々が、それぞれボランティアに京都議定書の重要性をアピールする行動を起こされたというふう

に聞いているところでございます。全国各地で四十八カ所、四十八の数の皆さんがそういった運動をされたということでございます。温暖化防止に向けて活動の広がりを示すものだなと私も評価しているところでございます。

私が参りました二月十六日の京都の国際会館でも、セッションの一部で、NGOそして学生の代表から成りますリレートークを共催させていただきました。実施をいたしました。これからも、国民一人一人の地球温暖化防止のための行動を促すように、学生、市民グループと連携したイベントなどを通じて、より一層の推進をしてまいりたいと考えております。

委員におかれましても、ますますそういった意味で、キャラバンなどを通じて、より多くの国民の皆さんにお呼びかけしていただくのは大変歓迎すべきことだと考えております。

○村井(宗)委員 ありがとうございます。さて、京都議定書の発効を受けて、三月二十九日、政府の地球温暖化対策推進本部は、京都議定書目標達成計画の案を決定されたというふう聞いております。しかし、今回の地球温暖化防止の法案自身は、この目標達成計画そのものとはまた別物です。この京都議定書の目標達成計画自身を私はちゃんと国会で議論する場が必要なんじゃないかな、そして、できればそれをきちんとみんなで決定する場が必要なんじゃないかなというふうな思っています。

もちろん、それに関連する今回の法律案を審議するに当たって、その部分も質問していきたいと

思うんですが、本当は、その達成計画、日本にとつて非常に重要なものです。これ自身を国会のテーマに、そして環境委員会のテーマにすべきだという御意見だけ申し上げたいと思います。

しかし、平成十七年の環境省の予算案についてちよつとお話ししたいと思うんですが、予算案は既に国会で成立し、動き出しています。昨年八月の概算要求の時点では二百十二億円だった地球温暖化防止対策関係予算は、最終的には百九十億円で成立しています。その中には、石油特別会計の地球温暖化防止大規模国民運動推進事業として三十億円、都道府県センター普及啓発・広報事業として一億円、あるいは地球温暖化に係る将来目標検討経費二千七百万円などが盛り込まれていま

す。そこで、小池大臣にお伺いいたします。今申し上げたように、京都議定書目標達成計画の閣議決定がなされる前に、既に平成十七年の予算で、今、目標の達成を目指した諸政策のメニューがその予算額とともに示されているわけですが、今後、閣議決定された後、目標達成計画に

対応した補正予算を組む考えはありますか、どうかというのをお聞きしたいと思います。御承知のとおり、京都議定書の第一約束期間は二〇〇八年から二〇一二年です。来年度、平成十八年度予算要求を待つこともなく、一刻も早く、今回、決定後、京都議定書目標達成計画を含んだ予算をつくるべきだと思つていますが、いかがでしょうか。

○小池国務大臣 今も御質問の中でもみずから御指摘があつたと思いますが、この目標達成計画案は、京都議定書の第一約束期間であります二〇〇八年から二〇一二年を目標期間として、実施すべき対策、施策を盛り込んでおりまして、十七年度に実施すべきもののみを盛り込んだわけではございません。

また、今回の目標達成計画案でございますけれども、過去一年間にわたつて地球温暖化対策推進大綱の評価、見直しの作業をずつと行つてきたわ

けでございまして、大綱の評価、見直し作業の過程で編成をいたしました、今既に施行されております平成十七年度予算案の方は、目標達成計画案との整合が図られたものとなっておりますので、

です。結論を申し上げますと、目標達成計画の策定で平成十七年度補正予算を組む必要が生ずるものではないと考えているところでござい

〔委員長退席、近藤（昭）委員長代理着席〕
○村井（示）委員 それでは、この京都議定書ですが、実際どれぐらいの国民がこの京都議定書について知っているのでしょうか。

本来、この京都議定書は、日本の地名がついた非常に重要なものです。地球温暖化という言葉は皆さん知っていると思うんですが、京都議定書のために一生懸命頑張ろうという話、一体どれだけの方が知っているかということで、内閣府が平成十三年七月に地球温暖化防止とライフスタイルに関する世論調査を実施しました。

この調査の結果によれば、京都議定書を知っていると答えた人の割合は一九・八％、十人に二人もこの京都議定書を知らないということが明らかになっております。男女別で見ると、男性で二八・三、女性で二一・七。特に、本当の、家庭の方でCO₂の排出量を減らそうという方、女性の方々に対して、きちんとまだその部分が徹底できていないのかなという気がします。最も高かったのが五十歳代の男性で三八・八％、最も低かったのは二十歳代の女性で五・八％だったと内閣府が報道をしております。

私は、この京都議定書という言葉、そして地球温暖化防止対策という言葉が、例えば、今みんなが知っているようなマツケンサンバだとかホリエモンというくらい、みんなが知っているような言葉に変えていかなきゃならない、そうしなければ、本当に国民的な運動として、京都議定書の目標を達成することができないというふうに私は思っています。このため、広報宣伝、メディアの

分野にも大変精通しておられる小池環境大臣には、ぜひとお願いいたします。

そこで、大臣にお聞きします。
地球温暖化問題及び京都議定書目標達成という課題について、国民全体に十分な理解が浸透しているとは言えないと思うんですが、大臣自身の見解と今後の広報及び普及啓発についての取り組みをお伺いいたします。

○小池國務大臣 地球温暖化についてどう思うか、その問題について知っているかという点、大変高い方々が認識をされていると思います。また、環境税について尋ねましても、ほかの税の場合には非常に拒否反応が強いんですが、住々にして、環境税についてはかなり理解を進めるような、今ちょっと数字を持っておりませんが、国民の多くが地球温暖化に対して関心が高い、そしてまた京都議定書という、今数字を示されましたけれども、京都議定書に対しての認識も日々高まっているというふうに思っております。

一方で、じゃ、何をすればいいのかということになりますと、行動参加までは至っていないというのが現状ではないかと思っております。温暖化防止の具体的な行動に結びつくような国民運動を広く展開する、そして国民の一人一人の意識を改革していくためのそういった施策が必要だということはおっしゃるのとおりだと思っております。

そんな流れから、毎年六月は環境月間でございますけれども、ことしの六月を中心に、経済界を初めとする各界各層と連携しまして、テレビ、新聞、ラジオなど有機的に用いて、温暖化の危機的な状況の周知徹底、そして具体的な温暖化防止行動の実践を促すような集中キャンペーンを実施しようと思っております。

経済界との連携というのは、よく各社が、例えば太陽光発電などのコマースシャルをされるときに、そのときに京都議定書というようにすることも一緒にうたっていたらどうか、一緒に温暖化防止をやっていきましようという統一ロゴマーク、せん

だつて発表させていただきました。各社がそれを使って宣伝をしていただくといったようなことでも進めてまいりたいと考えております。

それから、これは国会でもぜひとも御協力いただきたいんですけれども、私、夏の軽装については徹底して展開をしていきたいと思っております。一番身近な問題であつて、そして、ネクタイをとつたら、では何を着ようかといつて皆さんが考えていた、だかという、そこから意識改革が始まる。言ってみれば、明治維新の際のお侍さんから刀とちよんまげを取り上げるといふようなショック療法でございまして、皆様方にもこの国会の場では率先してそれをやるうではないかという委員長の御提言ぐらいが出たらいいなというふうに思っているわけでございます。

ですから、国会という極めて重い場で、ただ国民の代表であられる皆さん、議員が集まっております。どういふ対応をするかというのは、ある意味で大変な、それこそアナウンスメント効果があるのではないかとこのように考えているところでござい

何を着ようかとお迷いになったときはどうぞ御相談いただければ、沖縄のかりゆしもございまして、いろいろな方法で、またそれはそれで一つのきっかけとなつて、京都議定書もそれとともに広がっていく、そういった形で有機的に対応してまいりたいと考えております。

〔近藤（昭）委員長代理退席、委員長着席〕
○村井（示）委員 さすが、私の尊敬する小池環境大臣でございます。新進党時代は国民運動委員長として、自由党、保守党のときは広報委員長として活躍してこられた大臣ですから、国民的運動を盛り上げていただきたい。

そして、今急におつちやられたことですが、まあ、マスコミ向けのパフォーマンスと映るかもしれないませんが、大臣が今御提言されたことを私はやるべきじゃないかと思うんです。一回でも二回でも結構です。環境委員会の中で、例えばある日

を決めて、委員長に質問というのはルールはだめなのかもしれないんですが、今大臣がおつちやられたように、例えば上着を脱いで半そで、環境委員会の部屋だけは冷房をとめるなどといった、一回か二回だけでも結構ですので、マスコミを呼んで、そうやって挑戦することによって、国民に、国会議員も京都議定書目標達成のために本気で頑張るんだということ、私も大臣の意見に賛成したいと思っております。理事の皆さん、ぜひ御企画ください。

というわけで、大臣の今の提言について、済みません、言っていない話をお急言言つちやいません、言つたけれども、話を戻します。

この待ったなしの地球温暖化防止対策を国民運動にまで盛り上げていくためには、環境問題に取り組んで多くのNGO、NPOの皆さんを巻き込んで、その活動を支援していくことも有効だと考えますが、環境省の取り組み、NPO、NGOへの支援の内容などを御説明ください。

○小島政府参考人 温暖化対策以外にも、環境省になりましてから、NGOあるいは一般の方々からの政策提言を受け、それを取り入れていくという努力をしております。

温暖化につきましても、従来より地球環境基金を活用しておりますけれども、平成十六年度からは、環境省とNGO、NPOとの間で何回も話し合いをした上で生まれてきたアイデアでございまして、地域協同実施排出抑制推進モデル事業、漢字がたくさん並んで申しわけないんですけども、こういう事業を予算化して、各NGO、NPOと一緒に温暖化の対策をしているものがございます。十六年度、十七年度、各一億円というところでございます。

使って実現していただいているということでございます。

○村井(宗)委員 冒頭でも触れましたが、目立たないところでこつこつと活動しているNPOが全国にたくさん存在いたします。国民の認知度を上げるためにも、十分な連携とバックアップをお願いしたいと思えます。また、例えば環境省のホームページなんかでも、後援とか共催もしくは協力のということで名前を出したところは告知に協力するだとか、いろいろな手段があるんじゃないかと思っております。

さて次に、公的部門のリーダーシップ、言ってみれば率先垂範について環境省にお伺いしたいと思います。

国民向けのキャンペーンももちろん重要ですが、それと同時に、官公庁や公営の交通機関、公営の事業体や各種の公共施設、国立の学校や病院など、すぐにも取り組めるところから率先して始めようという姿勢が求められていると思えますが、環境省の見解をお伺いいたします。

○小島政府参考人 民間に対策をお願いしているわけでございますから、政府あるいは公的部門が率先して行うということ、これも当然のことでございます。今回の京都議定書目標達成計画案におきましても、そのことについて具体的にまた触れております。

現在、政府の実行計画がございますけれども、この新しい京都議定書目標達成計画の策定を機に、従来のものに加えまして、霞が関官庁街における省CO₂化モデル事業を推進するとか、あるいはその実効性を高めるために省庁ごとの実施計画をつくるということ、さらに、プラン・ドゥー・チェック・アクションという評価システムを盛り込んでいくということで、範となる対策をやっていきたくと思っております。

また、地方公共団体の実行計画につきまして、現在三千ほどの地方自治体がございます。都道府県は全部つくっておりますけれども、市町村については三千のうち千ぐらしかまだつくって

おりません。これは法律上の義務でございますが、実態は、大きな市から小さな市まで、あるいは町までいろいろございます。そういうところで、これまではまだ三分の一程度にとどまっておりますが、今後、市町村合併ということで市の規模も大きくなって、その対応も可能になるのではないかと思えます。それを機に、環境省といたしましても、再度その機をとらえて、地方自治体におきましても実行計画をつくっていただいで、これを実施していただくように御相談をしていきたいと思っております。

○村井(宗)委員 今の小島さんの件でちよつと聞きしたいなと思うのが、例えば環境省の中でも、夏場でもそのまま背広を着ておられますでしょうか、どうでしょうか。

○小島政府参考人 環境省は、各省庁の中の率先垂範でございます。昨年、大臣の強力な御指示によりまして、夏はノーネクタイ、ノー上着ということでありまして、

官邸の会議に私もノーネクタイ、ノー上着で参りまして、総理以下ほかの大臣、背広を着ておられましたので、私としては、これは非常に失礼に当たるとは思いませんでしたが、大臣が、それで行けという御命令でございます。官邸の方にも、そういうことでことは環境省は通すのでよろしく願いますということ、私は出席いたしました。その会議は非常に寒くて、風邪を引きそうございました。そういうことがありまして、やはりスカートをはいている女性に合わせ、部屋の温度を設定していただかないと、ノーネクタイ、ノー上着では寒いということをもつて実感した次第でございます。

○村井(宗)委員 今のお話を皆さんに聞いていただきたく思っております。あえて質問したんです。ノーネクタイ、ノー上着、そして弱冷房ということで、私もやはり率先して取り組まなきゃならないんじゃないかなというふうに思うんです。少なくとも、本会議全部というわけにはいかないにしても、環境委員会の中でも、ぜひ、先ほど大

臣がおつしやられたことですが、理事の皆さん、一回御協議ください。夏場、環境委員会の部屋だけ、弱冷房に挑戦、ノー上着、ノーネクタイ、

きつとこれで、京都議定書に対して環境委員会の仲間たちが、国会議員たちが本気になって取り組もうとしているというアピール、そしてそこに対してのマスコミの報道などで、京都議定書というものの知名度が上がるんじゃないかなというふうに思っています。できればいろいろなところで、本場に夏場でも、思いつ切り冷房をつけながら上着を着たり、ネクタイをつけたりしているということが非常にばかっているんじゃないかなと私は思っています。ぜひ、私から率先垂範したいというふうにも思っています。

○小沢委員長 一言いいですか。村井委員のその御提案、御提起に関しては、既に理事会で協議を始めております。一言御報告を申し上げます。

○村井(宗)委員 ありがとうございます。では、ぜひおそれいきたいと思います。さて、国民向けのキャンペーンも重要ですが、次に、産業部門の対策の問題について移りたいと思えます。

現在の技術水準では、経済が成長すればするほど、言いかえれば、産業活動が活発になればなるほど温室効果ガスの増大につながるということは間違いありません。そこで、新技術の開発に積極的に取り組み、省エネ技術の導入にも力を入れながら、成長と地球温暖化対策の両立を目指さなければなりません。

そこで、環境省にお伺いいたします。日本経団連が取り組んでいる産業分野の自主行動計画については、業種別、企業別に排出量の目標数値を明らかにして報告と公表を実施していく仕組みが必要であると考えますが、環境省の方針をお伺いいたします。

○小島政府参考人 経団連の自主行動計画は、経団連全体の目標、いわゆるプラス・マイナス・ゼロ以下にすること、各業種別、現在三十

四の業種で自主行動計画を定めておられますけれども、その業種別の目標というものがござい

ます。これらにつきましては、その透明性、信頼性、目標達成の蓋然性ということで関係審議会においてフォローアップを行っているわけでございませぬけれども、この自主行動計画自体については、このスキームを活用していきたいと思っております。昨年の目標達成計画の調整の中で、これまでも中央環境審議会はそれにかかわっておりませんでしたけれども、そのフォローアップにかかわるべく、議論も始めております。

他方、報告と公表ということにつきまして、今回御提案しております温室効果ガスの排出量の算定・報告・公表制度というものがございませぬけれども、こちらの方は、事業者の自主的な取り組みを促進していく、そのインセンティブを高めていくということでございませぬので、個々の事業場あるいは企業について目標の数値を明らかにした上で報告をとる、こういう仕組みではございませぬ。まず、みずからのポジション、どれだけ出しているかということを確認させていただいて自主的な取り組みを進めたいということ、経団連全体としての対策と個々の事業場、企業の対策というのは、二つは分けながら、ともに補い合って温暖化対策が進むということを考えているわけでございます。

○村井(宗)委員 次に、家庭部門の対策についてお聞きいたします。特に省エネ住宅について私はお話したいと思えます。

内閣府では、昨年十一月に住宅に関する意識調査を実施しています。その中で、今住んでいる住宅についてお聞きするところがあるんですね。敷地内や団地の緑化について、住宅の断熱化工事による省エネルギー対応など、地球温暖化への対策を講じることについてどのように考えているかというアンケートがあるんです。

調査結果を見ますと、「自主的に取り組みたい」と答えた人は一四・六%、「行政からの支援(工事

費の一部補助や低利融資、税の優遇などがあれば、前向きに考えたい」という人が三四・三%、「地球温暖化には関心はあるが、費用負担のことを考えればむずかしい」という人が三八・五%、「地球温暖化には関心がない」と答えた人は五・一%。

興味深いところだと思ったのが、「自主的に取り組みたい」と答えたのは六十歳代の人に多く、「行政からの支援があれば、前向きに考えたい」と答えたのは三十代、四十代に多かったというところなんですね。やはり地球温暖化防止対策の重要性、頭でわかっている、なかなか自費で工事をしてまで自宅の省エネ化をしようという人は多くはありません。特に、三十歳代、四十歳代では、ただでさえ住宅ローンの負担、子供の教育費などで手いっぱいな状況だと思います。一方、六十歳代の人では、住宅のリフォームに際してパリアフリー化、耐震化などの関心も高く、地球温暖化対策にも自費で取り組む資金的な余裕がある人もおられます。

そこで、環境省にお伺いいたします。

家庭部門の排出削減対策として、住宅の新築及びリフォームの際に、耐震化やパリアフリー化と並んで省エネ化を強力に推進すべきではないかと考えます。例えば、今までの窓ガラスなんかで、アルミサッシプラス単体ガラスをもし樹脂サッシプラス二重ガラスに取りかえれば、年間CO₂発生量で二・七トン、電気料金に換算して八万五千円と、それぞれ四〇%近く削減できるという研究結果も報告されています。仮に、日本全国で三千万戸の住宅がこれを実施すれば、CO₂削減量は年間八千万トン、集合住宅も加えれば、うまくいけば約一億トンの削減ができる計算で、京都議定書の目標をクリアできることになりそうです。

この住宅の省エネ化についての環境省の取り組みをお伺いいたします。

○小島政府参考人 家庭部門の対策というのは、住んでいる家と、それからその中に入っている家電製品あるいは給湯器という二つの対策がございます。

まず、今委員御指摘のところはまず家の方だと思わなければならない、新築のもののだけでなく、リフォームの場合、これもかなりの効果があるわけでございます。全体の窓の開口部、あるいは外断熱、屋根、床、これを全体で省エネ改修と仮に言いますと、大体五百万円くらいかかるというふうに言われております。なかなか、それだけのために五百万円程度のお金を使うかどうかというのは、かなりの出費になります。

そこで、やはり何らかの支援が必要ではないかというふうに思っています。実は去年は窓ガラスの開口部についての減税措置をお願いしたということでございますが、一つは、財源がないではないかというお話と、本体の住宅減税というのが去年は大きな問題でございましたので、私どもの要望というのは実現をしなかったという経緯がございます。

事柄の効果というものは非常に理解をしておりますけれども、それを政府部内でのように実現していくかということは、我々の課題だと思っております。

○村井(宗)委員 次に移ります。

京都議定書目標達成計画では、日本の目標である六%について、この六%を各対策分野別に割り振る計画がいつもつくられております。ですから、全部、一〇〇%うまくいって初めて六%減るという計算になるんです。でも、もし企業とかで戦略的に目標をつくって、何が何でもこれを達成せよとならぬというふうになったら、多分それぞれの分野がもう少し上増しの目標をつける。全部うまくいけば、例えばこれだけいけるんだ、だけれども、何個かがうまくいかなかったとしても、これだけの目標、ぎりぎり達成できるというふうなやつっていくはずなんです。民間では、少なくともそうするはずなんです。

ところが、今回、全部うまくいってやつとぎりぎり六%達成できるという計画では、私は本当にこれで達成できるのかなというふうな疑問を持っています。まあ全部うまくいかぬから、結局ま

たCO₂排出量は減らせられぬけれども、京都メカニズムを使ってお金でどうにかできるんだなと考えていたら、私はそれは違うと。京都議定書というだけあって、やはり日本の威信と誇りをかけたい、私たちが国会、そして行政が取り組まなければならぬ課題なんです。ですから、何が何でも六%減らすんだ、そのためには、各分野合わせて八%の目標をつくって、結局何個かうまくいかなくても六%減るという形にすべきじゃないかなというふうな思っています。

国内の排出削減において、ある程度高目の数字を目標に計画すべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○小島政府参考人 現行の温暖化対策推進大綱も、同じように足し合わせてマイナス六%という数字になっております。

今回の京都議定書目標達成計画においては、そのガス別の目標を変更いたしました。現在の大綱もそうですが、目標に甘んずることなく、できることはもっと削減をすべきだということを書いておられます。

委員御指摘のように、エネルギー起源のCO₂というのはなかなかうまくいっておりませんけれども、そのほかの五ガス、五・五ガスと申しましょうか、これはかなり対策がきいておりました。当初の目標以上のパフォーマンスを示しております。逆に、そのパフォーマンスがうまくいっているところが、今回の計画ではエネルギー起源CO₂が上方修正をしている、こういうことになっていくわけでございますけれども、それでも基本的には、目標をそれぞれ設定しておりますけれども、この目標に甘んずることなく対策を進める。ただ、いろいろな状況の変化もございますので、絶えず点検をし、評価見直しを行って、適切な計画にしていく。また実施も、実現可能性を高めるべくという不断のチェックが必要だということに考えております。

○村井(宗)委員 国際的な問題に目を投じますと、何といつても、一般に京都議定書の課題で議

論されるのが、アメリカさんどうやって入っていたかということだと思います。昨年十一月十日の経済産業委員会でのこの問題を取り上げ、中川経済産業大臣に対して、アメリカへの強い働きかけの必要性を私は訴えさせていた、いただきました。他方、ロシアの元環境・天然資源大臣のように、二〇一二年までにはアメリカも参加するだろうという発言もあります。

そこで、ちょっとお伺いしたいんですが、アメリカに対しての呼びかけなどはどのように行っていますでしょうか。また、アメリカが仮に京都議定書に参加してもしなくても、日本とアメリカはCO₂固定化技術などの技術面で積極的に協力し合い、結果として両国のCO₂削減が促進されるように取り組むべきだと思います。

また、京都議定書そのものは、先進国の中で目標が達成されなかった場合はどのようになるのでしょうか。その辺、環境省の見解をお聞かせいたします。

○小島政府参考人 まず、約束期間内に削減目標を達成できなかった場合の措置というのは、マラケシュの合意で定められております。まず第一に、排出超過分の一・三倍を第二約束期間の割り当て量から差し引くこと。それから、遵守行動計画を提出すること。それから、排出量取引による移転を禁止すること。この三点でございます。

アメリカへの働きかけというのは、ポスト京都を成功させる上でも非常に重要なことでございます。途上国と先進国との溝はかなりまだ深いものがあるということを先ほど大臣から申し上げましたけれども、途上国の参加を促すためにも、やはりアメリカが入っていた、だかないとなかなか実現できるものではない。その両にらみのものであります。

もう一つ考慮しなければいけないのは、今回のG8のプロセスの中でありませうけれども、一体、京都議定書のその先の温暖化対策というのは、いつまでにどのぐらいの温度上昇あるいは温室効果ガス濃度あるいは排出量の削減リミットというも

の目指していくのかという、そのゴールに向かっているのか、確かな一歩をどういうふうに進み出していくか。そして、そのボトムアップの方法とトップダウンで来る部分のギャップが必ずあるわけですが、間に合うのかというような議論の中で、共通の認識をアメリカや中国やインドが持っていたら、これはやらなければいけない。やる方法も、それぞれ共通だけれども差異はある、能力に応じたという国際的な合意にどうやって持つていくか、不断の呼びかけと共通の認識を一つ一つ積み重ねていくということが重要ではないかと思っております。

○村井(宗)委員 ありがとうございます。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。○小池(一)委員 民主党的に田島でございます。

京都議定書の次の段階である二〇一三年以降の枠組みに関する交渉が二〇〇五年にも開始されるわけですが、日本の目標達成が非常に厳しい現状では、環境省の言うところの、世界をリードする役割などはほど遠いのではないかと残念ながら私は思うわけです。小池環境大臣の強いリーダーシップで何とか京都議定書の目標を達成する、そして、単に数字だけを合わせればよいというのじゃない、CO₂の排出量自身を削減するんだという強い御決意それから所見などをお伺いいたします。

○小池(一)委員 民主党的に田島でございます。まず、目標達成計画に盛り込まれた対策を確実に実施してまいります。そして、六%の削減を達成することで、それを背景として、我が国として、国際的な実効ある将来の枠組みづくりに向けて積極的な貢献を続けてまいりたいと考えております。

まず、我が国は足元をしっかりと固めるといふこと、これに必要な施策をしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○村井(宗)委員 ありがとうございます。

○小沢(一)委員 民主党的に田島でございます。

○田島(一)委員 民主党的に田島でございます。

村井委員に引き続きまして、大臣以下関係の各位に質問をさせていただきたいと思っております。先日の本会議でも代表質問の機会をいただきましたし、大臣以下、関係大臣からも答弁をいただきましたが、委員会の質疑でございますので、ちょっと深掘りをさせていただきたい、また、大臣答弁に関連した質問をさせていただきたいと思っております。

やはり一番この法改正で気になっております部分、本会議でも申し上げたんですけれども、まずは企業秘密の扱いであります。

世界各国の状況を大体見渡しますと、この企業秘密の扱いというのは、アメリカであるとかカナダなんか、今回の提案と同じように、比較的開示というのを求められているようでありまして、けれども、それでも、EUとしては原則すべての公開という、そういう姿勢を示していらつしやいます。ある意味では、こうした強い姿勢で、地球温暖化に日本が対峙をしていくんだという姿勢を示していくべきだというふうに思うんですが、どうしてここまで企業秘密というものを意識され、EUのような全面開示という強い姿勢をとられなかったのか、そのあたりの御回答をお願いできま

○小島(一)委員 今回の算定・報告・公表制度というのは、委員御指摘のように、情報の開示ということの基本として、例外的に、企業秘密になる場合にその保護をすることにしておりま

す。今、EUの制度についての御指摘がありまして、EUの制度につきまして、EUの類似の制度であります。汚染物質排出登録制度、これを活用して、CO₂についても、六ガスについても出しているわけでございますが、これ自体において、今御指摘のように、原則すべて公開、ただし個人情報に係るものは例外というふうに私も聞いております。

しからば、個人の秘密は保護されて企業の秘密は保護されないのかということを見てみますと、

別のEUの指令がございまして、環境情報へのアクセスに関する理事会の指令という一九九〇年の別途の指令がございまして、ここには、個人情報に関する秘密のほか、知的所有権を含む商業、工業に関する秘密というものも挙げられております。我が国の行政情報公開法にありますが、環境第三者から入手した資料というのも保護されるといふようなことになっておりますから、これが、環境に関する情報公開法にございまして、情報公開の一般法に該当するのではないかと思っております。

実際の運用がどうなっているかということをお聞かせしていただくと、EUの運用の実態を見ながら、その制度というものの動かし方というのを判断していかないといけないと思っております。

今後とも、EUとの会議の機会とありますので、その調整なり情報の交換なりはしてまいりたいと思っております。

○田島(一)委員 今の局長の御回答ですと、できるだけEUからも情報収集をしながら参考にしていきたいと。つまりは、原則すべて公開という姿勢も今後あり得るといふふうに解釈してよろしいんじゃないでしょうか。

○小島(一)委員 情報の公開は、EU、イギリス、アメリカ、カナダ、御指摘のように先進諸国でございます。行政情報の基本といたしましては、情報を公開することを原則として、特定の場

合には秘密として保護するというのが一般的でございます。プライバシーのほか、企業秘密も通常は守られるというところでございまして、EUの運用もそうではないかと私は思っております。

○田島(一)委員 解釈によつて、これを全面公開

かどうか、確かにおっしゃるようなとらえ方もあります。しかしながら、私たちは一般的に、世界各国の状況を把握したときには、アメリカやカナダと比べると、EUというのはやはり原則公開、という前提で私たちは勉強してきたつもりであります。その辺の解釈のことも、また後々お調べいただいたらお示しいただきますようにぜひお願いしたいというふうに思います。

ただ、今回のこの一部改正法案の中で、企業秘密を認めるかどうかという決定についてのプロセスをちょっとお尋ねしたいんですけれども、企業秘密を認めるかどうかは、それぞれの事業所管大臣が判断するということになっていると思うんですけれども、果たして本当にこれでいいのかどうか、ここに私はちょっと疑問を持つわけでありま

す。例えば、PRTR法に目を向けますと、主務大臣が判断基準を定めることができるというふうになつていまして、本改正法案においても、普通このようなものを参考にした形で進めな

きやいけないんじゃないかと思うんですが、今回のこの改正案においての判断、どのような基準と手続をとつていられるおつもりなのか、その辺をお示しいただけますか。

○小島(一)委員 PRTR法の秘密の審査基準は、各大臣連名で今決まっております。審査基準は、各大臣連名で今決まっております。審査基準は、各大臣連名で今決まっております。審査基準は、各大臣連名で今決まっております。

情報の公開ということになりますから、その一般法は行政情報公開法、こういうことになるわけでございますから、内容的には、行政情報公開法の基準というものを行政手続法に基づいて具体化、明確にする、こういう手順になるわけござ

います。P R T R法の審査基準同様、この算定・報告・公表制度におきましても同じ手続をとって、情報に関する、秘密かどうかの審査基準を定めるということになると考えております。

○田島(一)委員 わかりました。

それでは、例えば排出量についての情報、これが企業秘密としても認められたとした場合、この事業所管大臣というのは、環境大臣、それから経済産業大臣に対して、事業所ごとの合計量を知るということになっていきますよね。

では、具体的に、この個別の六つのガスそれぞれ排出量データについては、環境大臣、それから経済産業大臣の方には全然入ってこないということになっていくかと思うんですが、ちよつとまず確認からお願いできますか。

○小島政府参考人 今回の改正案で、事業者が秘密であるというふうに考えますものは申請をする、事業所管大臣がそれを判断する。判断したも

のにつかまして、経済産業大臣、環境大臣におきましては、最終的に、公表するプロセスを自分ですべていくわけでございますから、秘密に関する事項は通知をされない。公表をする事項について両大臣に通知をする。そこから、経済産業大臣、環境大臣の公表に係る事務が始まる、こういうことになっております。

○田島(一)委員 企業秘密だからといって、排出量の全体だけを知っていて果たして本当にいいのかな。環境大臣ともあろう主務大臣が、そういった内容を御存じなくて果たして本当にいいんだらうか、私は、そういう点に非常に疑問を持つんです。

大臣が企業秘密を漏らしかねないという、何か疑われているような、非常に、大変失礼なような法の内容のように私は受けとめるんですけれども、大臣、その辺に対しては、非常にプライドを傷つけられているように私は思うんですが、どうですか。

○小池国務大臣 今、国際競争の中で、地球温暖化も、これも競争ではございますけれども、一方

で、何銭のたぐいでもって国際競争で戦っている企業というのもあるわけでございます。

それを判断する所管の大臣のところにその数値が行くわけでございますので、そういったこと、なおかつ、全体の合計量とすれば、それは把握するわけでございまして、適正に、法の趣旨に合った形で全体量もつかめるということかな、このように考えているところでございます。

○田島(一)委員 何かよくわからない逃げ方をされたように私は思うんですが、主務大臣としては、地球温暖化ガスの排出量をそれぞれのガス別、種別的に確かな数字をきちんと把握する。企業秘密であっても事業所管大臣の方には届けなきゃいけないわけですから、主務大臣として知っておく必要は私はあるんじゃないかと思うんですが、知る必要はないとお考えなのか、その辺をはつきりと、イエスかノーかでお答えください。

○小池国務大臣 今お答えしたとおりでございますけれども、環境省としても、地球温暖化対策を推進していくということに当たって必要な情報をちよつとだいでございまして、このように考えております。

○田島(一)委員 環境大臣が御存じなくてもいいんだ、そのような姿勢であるというふうに今受けとめさせていた、だきました。

では、次の質問に入らせていただきますね。目標達成計画案についてなんですけれども、この実効性をどのように担保していくのか。

本会議の方でも質問させていただいたんですけれども、大臣は、大規模な国民運動を展開し、あらゆる施策を講じていきたいというふうにお答えになられました。あらゆる施策、答弁の時間も限られていた中ですから、具体的にどうに答えてはいた、ただなかつたんですけれども、この具体的な部分についてちよつとお尋ねをしていきたいんですが、まず、この計画の中に挙げられている対策、それから施策、これを確実に実施していくために、予算の確保というのが何よりも重要になつてくるかというふうにも考えます。

ひもときますと、平成十六年でも一兆二千五百

億円、それから十七年度でも、減額はされたものの、一兆一千四百億円を超える予算が使われてきました。しかしながら、残念なことに実効性が上がってこなかった。一体幾らを使っていけば、この六%削減というものが達成できるのか。示せるものならば、具体的な金額を本日はお示しいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○小島政府参考人 地球温暖化対策推進大綱関係予算というのは、平成十六年度一兆二千六百億円、ことし二月中旬に集計いたしましたものは、十七年度で一兆一千四百億円ということで、約九%の減でございます。これは、特殊法人の独立行政法人化に伴って、その運営交付金の事業というものが集計対象外になったという見かけ上の減額のほかに、公共事業の縮減、三位一体の改革による減少が主な要因であります。環境省でいえば、ご関係の予算が縮減をしたということが大きく響いているわけでございます。

それでは、一体どのくらいのかということもございまして、大綱関係予算というのは、現在の温暖化対策推進大綱に掲げられている施策に関する予算を全部掲げたものでございまして、この中には、六%削減約束に直接効果があるもの、例えば省エネ対策でありますとか、あるいは森林や原子力もそういうふうなものにカウントできるかもしません。原子力は中長期的なものもあると思えます。私どもの廃棄物、リサイクルあるいは治山治水というふうなもの、もともと違う対策のものも、例えばメタンの削減対策に役立つとかいうことで入れているものがござい

ます。そういう意味で、いろいろな分類の仕方がありますが、六%削減約束に直接効果がある森林と原子力というふうなものも入れても、その半分がそれに区分できる、こういうことでございます。それぞれの効果というものは、もちろん、直接的な省エネというのは費用対効果という格好で見れば大きいわけですが、例えば廃棄物対策、治山治水事業というのは、もともと違う目的であり

ますから、これを温暖化対策から見れば何万円と

いうような計算になる、だからリサイクルはやらなくていいということにはならないと思うもので、この金額がどれだけ必要かというものを、現在の段階で全体を見通すことは難しいと思

います。追加予算の議論も、私ども、追加的にどのくらいのお金が必要かということもやっておりますが、現在の予算ベースも、これは毎年毎年各省が考えて要求し、努力をしなければ、それは確保できないというものだと思っておりますので、各省において毎年の努力をしていった結果が一兆円になんとなす額になっているというのが現実の認識かと思

追加予算の議論も、私ども、追加的にどのくらいのお金が必要かということもやっておりますが、現在の予算ベースも、これは毎年毎年各省が考えて要求し、努力をしなければ、それは確保できないというものだと思っておりますので、各省において毎年の努力をしていった結果が一兆円になんとなす額になっているというのが現実の認識かと思

○田島(一)委員 多分、わからないというふうにお答えになられるのかなというふうに思ったんですけれども。

どこかでこの目標達成の追加財源というのを環境省ではお示しになっていらっしゃるのかなというところと調べさせてもらったら、これは三月三十日の産経新聞なんですけど、ちよつと読ませていただきます。「環境省は石油など化石燃料へ課税する環境税の導入を目指し、「目標達成への追加財源は四千億―七千億円必要で、財源は環境税が適当」と主張してきた。」というふうな、幅はあるものの具体的な金額というのが出てきていますね。これは全く間違いですか、それをお答えください。

○田村政府参考人 お答え申し上げます。今先生御指摘になりました四千から七千億円の数字でございまして、これは先月取りまとめました中央環境審議会の第二次答申にもはつきりと盛り込まれている数字でございまして、京都議定書の削減約束を達成するためにさまざまな対策が必要と見込まれるもの、そういうものを抽出いたしまして、しかも計算可能で、ある程度一定の定量的な分析ができるものというものを環境省として試算をしたものでございます。

その辺のことも含めて、お決まりの答弁しき期待がでないかもしれないけれども、時間も参りましたので、二〇一〇年に基準年比の六%、絶対削減するという決意、意気込みを込めて断言をできるのかどうか、その辺、もう一度最後にお願いたします。

○小池国務大臣 アメリカへの働きかけというのは、これはもう不断の動きとしてやってまいりたいと思っております。

ただ、今のブッシュ政権は極めてかたいですね。そういった中で、私として、例えば人類としてどうなのかというような大きな話から、科学的な研究というのと一緒にやっていきたいと思います。形で、いろいろと硬軟取りまぜてアメリカとも話をしているところがございます。また、外交というのはそういうものであるというふうに思っております。

それから、これからの目標達成はどうかということでございますけれども、今回の目標達成計画ということにしっかりと盛り込ませていただきました施策を一つ一つしっかりと進めていくということ、これを実行することが最大のかぎだと考えておりますので、計画の実行、これに邁進をしてまいりたいと思っております。

○田島(一)委員 ありがとうございます。これで終わらせていただきます。

ぜひ強い環境省をつくっていただいて、地球温暖化対策をしっかり進めていただくことを強く要望をし、質問を終わります。ありがとうございます。

○小沢委員長 次に、石田祝穂君。

○石田(祝)委員 質問をさせていただきたいと思っております。

私は、時間が限られておりますので、端的に御質問を申し上げたいと思っております。

まず、京都議定書目標達成計画案についてお伺いをしたいと思っております。

この案が決められましたパブリックコメントにかけられたわけでありませけれども、期間が三月

三十日から四月十三日ということで、十五日間と、私は少々短いんじゃないかというふうに思うんですけども、パブリックコメントのこの十五日間という期間で大事な問題の国民からの御意見が十二分に集まったのかどうか、この期間の十五日ということについてどう判断をされているか、内閣官房にまずお聞きをします。

○森本政府参考人 お答え申し上げます。本計画のパブリックコメント期間は、十五日ということにさせていただいております。パブリックコメントの期間につきましては、規制の設定とか改廃につきましては閣議決定で一月を目安というものがございまして、本計画のようなものにつきましては定めがございませんので、個々に判断するという形になってございます。

本計画につきましては、中央環境審議会、総合資源エネルギー調査会あるいは産業構造審議会の各審議会一年間にわたってずっと審議され、その過程で国民の多様な意見も受けとめて答申をまとめられております。それを受けてこの計画をつくっておるのでございますが、例えば中央環境審議会では、中間取りまとめをされる段階でパブリックコメントにかけられまして、そこで出された意見も踏まえて答申がございまして、そういうものも踏まえて計画がつくられているということでございます。

それともう一つは、この計画は大綱を受けたものでございます。二〇〇五年からステップ・バイ・ステップの第二ステップが始まりますので、できるだけ早くこの計画を決定して実行に移すということが大事かということで急いだものでございます。

他の計画と比較しますと、内閣官房では、例えば知的財産推進計画であるとかあるいは都市再生基本方針であるとか、そういうものをパブリックコメントにかけてございますが、それについては、例えば知的財産推進計画では十一日、都市再生基本方針では十日ということでございます。本計画、十五日としておりますけれども、特に短い

ということはないと思っております。皆さん方からも非常にたくさん意見の意見をいただいております。

○石田(祝)委員 私は十五日は短かったんじゃないかというふうな正直思いますが、いろいろあるんだ、こういうお答えでした。

二月の十六日に京都議定書が発効して、はつきり言えばそこあたりから、国民の皆さんから見ても、今までは、発効するかどうかかわからない、そういう段階が、もう明確に発効して法律上の義務ができる、そこからはある意味では議論のスタートではなかったかな、こういうふうには思っております。

当委員会の関係する特定外来生物も大きな問題ですけれども、どちらかといったら、こちらの京都議定書の方が、もっと大きく大きな問題ではないかなと思っております。特定外来生物は一月や二たわけですね。それで、十万ぐらい来た。十一万を超えましてね。

それで、今回のパブリックコメントは、大体、件数と概要、寄せられた意見の賛否を含めて、簡単にちよつと説明してください。

○森本政府参考人 お答えいたします。意見の件数は、まだ集計中でございますけれども、最終的には約千九百件になりました。メールで約千四百件、それからファクスで約五百件というところでございます。

意見の内容は非常に多岐にわたってございまして。貴重な多くの意見をいただいております。項目で挙げさせていただきますと、やはり環境税、原子力発電所、それから京都メカニズムという関係の意見が非常に多かったということでございます。特に環境税あるいは原子力発電所につきましては、その中にももちろん多様な意見はあるんですけども、賛成の意見あるいは反対の意見、双方ともそれぞれ多数あったようでございます。

数についてはちよつと今集計中でございます。そういう状況でございます。

○石田(祝)委員 この件で最後にちよつとお聞きします。

パブリックコメントを求められて、多くの意見が寄せられた。そして、これから閣議決定をされると思っておりますけれども、この意見の取り扱いですよね。結局、これは言葉は悪いですけども、聞いたという一種のアリバイづくりというんですかね、聞きおいたと。こういうことでは、これは何のためにやっているかわからない。

ですから、これが具体的に反映をされるのかどうか、ここは大変大事な点だろうと思っております。この意見が今後どういうふうに取り扱われるのか、また、寄せられた意見に対して、もう既に計画案の中で取り込まれておりますよとか、いろいろな整理の仕方があると思うんですけども、これを今後どういうふうに取り扱われるのか、お答えをお願いしたいと思います。

○森本政府参考人 お答え申し上げます。寄せられた意見につきましては、今現在、関係省庁協力して分析し、検討をしております。ご意見を、主な意見につきましては政府の考え方をまとめ、特に必要なものについては、計画案の修正も含めた考え方をまとめまして、さらにそれを公表するというにございまして、

それから、お出しいただいたすべての意見については、かなり大部なものになりますけれども、それを整理しまして、あわせて公表することにしたと思っております。これは、計画の実施の段階、推進の段階で参考にしていきたいというふうな考えてございます。

○石田(祝)委員 続いて、この中の環境税についてお伺いをしたいんですが、今回の計画案の中では、環境税については、「真摯に総合的な検討を進めていくべき課題である。」というようにまとめ方がされております。

それで、これは昨年も、いわゆる税という観点から我が党も税調の中で議論をし、そして与党の中で一定の結論も出したわけでありまして、言葉としては、与党の税制改正大綱では、「あるべき姿について早急に検討する。」そして政府税調でも、早急に検討しなきゃならぬ、こういう言葉でまと

められておりまして、私は、この目標達成計画をまとめるに際してお願いをしたのは、去年の議論より後退しないようにしてもらいたい、こういうことを申し上げたわけでありませうけれども、「真摯に総合的な検討を進めていく」と。これは、真摯にやるのが当たり前でございます。何であえて書いたのか。書いたことよってある程度担保されたんだ、こういうエクスキューズをされるかもしれないけれども、私は、少々違うんじゃないかな、こういうふうには思います。

それで、この環境税については、はっきり言って、それぞれの省のお考えが違うのではないかと、必ずしも一致をしない、それを最大公約的にまとめた文章だというふうには私は受けとめておりますけれども、各省、この計画案における環境税の記述について、簡単に、お考えを少々お示しただきたいと思っております。経産省、国土交通省、農水省、環境省、この順番でお願いします。

○深野政府参考人 お尋ねの目標達成計画案におきます環境税の記述についてでございますけれども、当省といたしましては、環境税について、これは、国民に広く負担を求めるとなる、そういうものでございますので、初めに導入ありきという点ではなくて、省エネルギー対策、あるいは代替フロン抑制、京都メカニズムの活用、そういうさまざまな対策がある中で、こういった対策全体の中の具体的な位置づけ、あるいはどういった効果をこういいうものが持っているのか、それから、中国、韓国を初めとして非常に厳しい国際競争にさらされております日本の産業の競争力への影響、そういった点も踏まえて総合的に検討を行っていくべきである、そのように考えてきたところでございます。

今回の目標達成計画案では、そうした当省の考え方についても適切に反映をさせていただいたものではないかと考えております。

○平田政府参考人 お答え申し上げますが、環境税につきましてのお尋ねでございますが、私も国土交通省といたしましては、今般の目標

達成計画案の策定に当たりまして、直ちに新税の創設を前提に検討するのではなくて、さまざまな対策を幅広く評価、検討することが重要である、必要であると考えてまいりました。

具体的に申し上げますと、目標達成計画案の中には、私どものいろいろな政策でございますが、クリーンエネルギー自動車を含む低公害車の普及促進でありますとか、トッパンナー基準によります自動車の燃費改善、エコドライブの普及促進などの、自動車の単体対策でありますとか走行の形態の環境配慮化を図っていくとか、渋滞の緩和、解消によります自動車走行速度の向上を通じましてCO₂の排出を削減する交通流対策、こういったものの取り組み、さらには、鉄道、海運へのモーダルシフトを初めといたします物流の効率化でございますとか公共交通の利用促進、民生部門でありますとか、下水道から発生いたします汚泥の燃焼の高度化、都市緑化等の推進などの対策を盛り込んだところでございまして、国土交通省といたしましては、これを積極的に推進してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、環境税につきましては、税を導入した場合に、税の排出抑制効果は一体どうなのか、国民経済や産業界への影響、税収の使途をどうするのか、使途が重複しております石油石炭税との調整などのさまざまな論点につきましまして、京都議定書目標達成計画案の記述の中にございますように、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題であると考えております。

○岡島政府参考人 お答え申し上げます。今回の目標達成計画では、各施策にまたがる横断的施策として「環境税」という具体的な名称で項目が設けられ、その中で、森林吸収源対策などを実施するための財源としての役割などにも言及され、真摯に総合的に検討すべき課題であるとして適切に位置づけられたものと考えております。

農林水産省といたしましては、削減目標であります六％を達成するためには、森林による二酸化

炭素の吸収量三・九％を確保することが重要であると考えております。

森林吸収源対策を着実に進めるための安定的な財源としての環境税について、引き続き実現に向けて取り組んでいく所存であります。

○高野副大臣 環境省としましては、環境税が、さまざまな場面でいろいろな議論がされてきたけれども、今回、計画案の中に環境税という言葉が明確に入ったということ、そして価格インセンティブとか、財源としての役割等について言及がされているということ、去年の税調の表現から後退しているとは必ずしもとらえておりませんが、今回は、地球温暖化対策の体系の中で環境税が適切に位置づけられたという評価をしておりま

す。

早急という言葉がないことについて、若干御不満かもしれませんが、真摯に検討の中に、早急にという意図は当然入っていると私は理解しております。

○石田税委員 今、主な省、四省からお聞きをいたしました。私の率直な感想は、真つ二つに分かれています。こういう印象は受けました、どちらがどうとは申しませんが。

それと、副大臣、真摯という中に早急が含まれているというのは、これはちよつと無理筋じゃないでしょうか。(発言する者あり)日本語は難しいという御意見も今出ましたけれども、まあ、それぞれが受けとめ方はあつて結構だと思っております。

ですから、それぞれの省が頑張っていた、ということ、当然期待をしたいと思うんですけれども、やもすると、やはりそれぞれの省が政策として掲げてきたものもあるし、また、税という性格上も、取りまとめのところが出てこないとなかなかこれは難しい、こういうふう思うんです。

それで、今回、達成計画を内閣官房がやるということになったわけですから、これはぜひ、内閣官房として政府としてまとめ、こういうことで

取り組んでいただくかきや一歩も進まないと思っております。計画案はできて、パブリックコメントもかかって、閣議決定もしたんだけれども一歩も進まなかった、こういうことではないかと思っております。政府として取りまとめ、一定の方向に、いい方向に踏み出せるようにやっていた、ということが出来るかどうか、これは内閣官房の方からお答えをいただきたいと思っております。

○森本政府参考人 京都議定書目標達成計画につきましては、内閣官房として、つくるだけではない、地球温暖化対策推進本部の事務局が中心になりまして、その推進にはさらに努力したいというふうな考えでございます。

それから、環境税につきましては、今各省からお答えがありましたとおり、さまざまな観点から検討が行われておるといふふうに承知しておりますが、内閣官房としては、計画案にあるとおり、政府全体として各省協力して、いろいろな課題はございますけれども、まさに国民、事業者などの理解と協力を得るよう努めながら、それこそ真摯に検討してまいりたいというふうな考えでございます。

恐縮でございます。

○石田税委員 これは、ぜひ文字どおり真摯に取り組んでいただきたいというふうに思います。真摯にはいろいろな意味が含まれているということ、きょうはよくわかりました。

それで、ちよつと時間の関係もありますので、企業秘密についてお聞きしたかったんですが、これはまた機会を譲らせていただきます。今後の課題として、私は、米国の存在、また、削減義務のない中国、インドの存在、大変大きいものがあると思っております。これにロシアを加えたら、例えば米、中国、ロシアだったら、これは国連の安保理の常任理事国だ。インドだって、入っていないじゃないかと中国は言っている。世界で責任を持つという国が、事環境に関して、これは本当に責任をとっているのか、こういうふう言わざるを得ないわけがあります。

まず、外務省の方からごく簡単に現状と、そして最後に環境大臣から、今後の御決意を対外的なものも含めてお答えいただければと思います。

○小井沼政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のように、温暖化対策の実効性確保のためには、主要排出国を含めたすべての国が参加する国際的なルールづくりがどうしても必要でございます。

そういった目標に対して、我が国といったしましても、例えばアメリカに対しても、ハイレベル協議というものを定期的にやっております。また、事務レベルにおきましてもさまざまな機会をとらえて協議をして、引き続き、京都議定書へアメリカが参加するようにというのを働きかけているところでございます。同じく中国に対しても、日中の気候変動対話という枠組みをつくって協議をしているところでございます。

そのほか、もう一つ特筆すべきものとしたしまして、世界の主要排出国十八カ国を日本が招待いたしましたして、今まで三回、非公式会合を日本で開催しております。ことしも、適当な時期を見計らいついて、この会議を開催する予定でございます。

こういつたことを通じまして、粘り強く国際的なルールづくりに向けて努力をしていくということでございます。

○小池国務大臣 御指摘のように、人類共通の問題であります地球温暖化問題、アメリカ、中国、インド、そして先ほどはロシアも加えておられたと思えますけれども、すべての国が対策に取り組んでこそ地球規模での温室効果ガスの削減が実現できる、これは基本中の基本でございます。

こちらから出向く、そしてそれも、二国間であったり、それから国際会議の場もでございます。逆に、今度のスリーRにしても、エコ・アジアにしても、日中韓の三方国環境大臣会合にいたしましても、いろいろな場があるわけでございます。また、そのためにも設けるわけでございまして、そういったありとあらゆるチャンスを活用いたし

まして、説得の努力を続けてまいりたいと考えているところでございます。

○石田(祝)委員 時間になりましたけれども、最後に。

先ほど申し上げましたけれども、国連ということ考えた場合、拒否権を持つ大きな三つの国が本場に環境に対しての責任を持っているのか。中国と日本が今難しい問題を抱えて、中国からも日本の国連の安保理入りについていろいろ言われておりますけれども、事環境に関しては、私はずっともつとつとそういう常任理事国も世界に対して責任を持つべきだと。こういうことも、環境の観点からも、大臣にも、また外務省にも、そういう点の主張もぜひしていただきたいと最後にお願いをいたしまして、終わりたいと思います。

○小沢委員長 次に、山本喜代宏君。

○山本(喜)委員 社民党の山本でございます。最初に、京都議定書目標達成計画案というのが策定をされたので、この計画についてまずお伺いをいたします。

温暖化ガス削減のために、環境省として、この計画達成のために、追加財源ということで四千億から七千億円の財源が必要だということからは先ほど来言われております。ところが、今回の計画にはそうした財源の具体的な裏づけがないというふうな点、さらには、企業あるいは業界の自主的取り組みにゆだねる部分が多いということ、マスコミとか環境団体の評価は、この計画については実効性に大きな疑問があるというふうな評価がされておるようでございます。

こうした評価について、環境省はどのようにお考えでしょうか。

○小池国務大臣 目標達成計画において、環境省が必要な対策の費用として四千から七千億という試算をしたのに盛られていないではないか、そういった趣旨の御質問だと思います。

確かに、中央環境審議会の第二次答申で、必要な対策としての、経済的支援が必要と見込まれる

ものを抽出して、試算可能な一定のものについて試算したところ、四千億から七千億程度という数値が出てきたわけでございます。この数字は、京都議定書の目標達成に必要な対策の実現のために、一定の前提を設けて行いました、まさに追加的な支援の規模を示す参考として理解すべきものと考えております。

また一方で、この京都議定書の目標達成計画案には、国のほかの計画と同じように、国が行いませぬ必要な費用額については盛り込んでおりませぬけれども、これは、必要な予算額については毎年の予算編成過程で検討する課題である、このように考えております。

具体的には、排出者みずからが排出量を算定することで自主的な温暖化対策への取り組みの基盤づくりを進めるであるとか、排出量情報の公表で、まさにこれを御議論いただいているわけでございまして、国民、事業者全般の自主的取り組みの促進へのインセンティブや機運を高めるために計画案に算定・報告・公表制度を盛り込むといったこと、このほか、計画案には、省エネ法の強化であるとか、流通業務の総合化、効率化の促進法案などの提出、そして省エネ法に基づくトップランナー基準の強化など、具体的な施策を盛り込んだところでございます。

また、毎年政府が行います施策がどのような進捗状況にあるかといったような点検を行って、その上で、その結果を踏まえて、必要に応じてまた施策を強化するとか、二〇〇七年度には計画の評価、見直しを行う、このようなことをしっかりと盛り込ませていただきました。よって、目標であります六割削減が達成できる、このように考えているところでございます。

具体的な施策についてもしっかりと書かせていただいた、このように考えております。

○山本(喜)委員 排出者の自主的な取り組みということで、それぞれ報告をさせていくんだというふうなことでございまして、今回の計画も、結局大綱と同じレベルでしかないのでは

ないか。九〇年比六割削減ということですが、ほとんどが森林吸収そして京都メカニズム、これだけでも五・五割というふうなことでございませぬ。

エネルギー起源のCO₂の目標はプラス〇・六割というふうなことになるわけでございまして、国内の排出量を減らしていくんだというふうな気が政府として見られないというふうなふうに思っています。これからすると後ろ向きというふうにとらえられかねないわけですが、この点の評価はいかがでしょうか。

○小島政府参考人 今回の大綱の評価、見直しに当たりましては、これは、第二ステップに入るということでございます。次の大幅な見直しは二〇〇七年になります。二〇〇七年はもう第一約束期間の直前ということでございまして、今回、実現可能性の高い対策、実現可能性の高い目標というものを設定しませんが、次の段階ではかなり厳しいことも考えなきやいけない、こういうのが今回の第二ステップに当たつての見直しだったと思っております。

そこで、今回の見直しでは、現大綱にも書かれておりますけれども、京都議定書の六割削減約束を確実に達成するため、必要に応じて温室効果ガス別の他の区分ごとの目標、個々の対策についての我が国全体における導入目標量・排出削減見込み量及び対策を推進するための施策等を総合的に見直す、その結果であります。したがって、目標そのものも、この間の対策の効果も踏まえまして、実現可能な目標、あるいは、さらに深掘りが可能なものについては深掘りをさせていただきます。エネルギー起源CO₂以外のガスにつきましては、業界の努力等もございまして、かなりの目標の深掘りというものが可能な対策が見込めるというところでございます。

他方、エネルギー起源CO₂につきましては、この間の伸びというものを考えますと、それぞれ、民生においても家庭においても産業においても、もしかると削減をさせていただくということ

で、そういうものを見込んで九〇年比でプラス〇・六ということになったわけでございます。

吸収源のマイナス三・九と京都メカニズムのマイナス一・六、この達成も六％削減を実現するための一つの重要な要素でございますので、この努力も引き続きやっつけなければいけないわけでございますけれども、このガスのマイナス〇・五の中の内訳をそのような観点から見直しをしたものでございまして、これに、あわせてPDC Aサイクル見直しのプロセスをビルトインすることによって、マイナス六％削減目標の確実性というものをさらに高めることができるというふうに考えております。

○山本(喜)委員 確かに、非エネルギー部門の削減という点ではマイナス一・二％というふうな数字は出ていますけれども、我が国の温室効果ガスの排出量の九割、これがエネルギー起源のCO₂ということでございます。ですから、ほとんどがこのCO₂の部分なわけでございます。ところが、これにはほとんど切り込まないで、依然として森林吸収源、それから京都メカニズムというふうなことは、変わっていないわけですよ。

今回、エネルギー起源のCO₂の排出量というふうなことでどういうふうなことを前提にしているかという点、我が国が現在想定されている経済成長を遂げつつ、エネルギーの供給側における対策が所期の効果を上げるということを前提にしているわけですね。それは、原発の設備利用率を八七から八八％にするというふうに理解をしているわけでございますが、原子力保安院の発表によると昨年の原発稼働率は六八・九％ということでありまして、これを二割も上げていくということには、極めて非現実的ではないかというふうに思うわけでありまして。

ですから、六％の削減ということであれば、排出量を減らすということにやはりどうしても切り込んでいく必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、この点、いかがでしょうか。

○小島政府参考人 今回の計画で使用いたしました、まず経済成長率でございますけれども、これは、ことしの一月に政府として閣議決定をいたしました「構造改革と経済財政の中期展望」を踏まえたものでございます。現時点における推計として最新のものを考慮いたしました。

また、原子力発電の設備利用率。昨今の温室効果ガスの増加というのは、東京電力等の原子力発電所の停止というのがかなりきているということでございます。二〇〇八年から二〇一二年の間におきまして原子力発電所は正常に稼働しているという前提で計算をしております。その上で、点検のため施設が長期停止する以前は稼働率が八〇％を超えていたこと、あるいは過去の実績で最も高い値は八四・二％であったこと、あるいはアメリカ、韓国では九〇％を超えて推移しているということにかんがみまして、確実な見込みの数値として八七％から八八％というふうに設定をしたものでございます。

もちろん今後、今回の計画もそうでありましてけれども、経済成長率等将来起り得る状況の変化に対応いたしまして、必要に応じて計画を見直していくということも重要でございますので、毎年の点検、あるいは二〇〇七年度の評価、見直しということも行って、六％約束の確実な達成を図っていきたくと考えております。

○山本(喜)委員 この六％のうちの大きな分野を占めるのが森林吸収でございます。三・九％ということでございますが、しかし、達成計画の中では、「現状程度の水準で森林整備、木材供給、利用等が推移した場合について推計すると、確保できる吸収量は基準年総排出量比三・九％を大幅に下回ると見込まれる。」森林経営による獲得吸収量の上限値を確保するためには、森林整備等を一層推進することが重要である。」というふうに指摘をされております。

現状のままでは推移すると、吸収目標はどの程度になるでしょうか。○梶合政府参考人 京都議定書におきまして、森

林による吸収量として三・九％が計上できるということになっておりますので、こういうことを踏まえて、林野庁といたしましては、平成十四年に策定いたしました地球温暖化防止森林吸収源十周年対策、こういうものに基づきまして、健全な森林の整備保全、木材、木質バイオマスの利用の推進、こういったことを、ステップ・バイ・ステップの考え方に基きまして、総合的に取り組みを進めていくという状況であります。

しかしながら、現状の森林整備水準で今後とも推移した場合、森林の吸収量は二・六％程度と見込まれておりまして、目標とする三・九％の吸収量の達成は難しいというふうに考えております。

林野庁といたしましては、平成十七年度から始まりまして森林吸収源対策の第二ステップにおきまして、団地的な取り組みを強化する間伐等推進三年対策、こういったことなど、必要な追加的対策を積極的に推進することとして、このところでありまして、本対策の着実な推進を図るためには、一般財源はもとより、環境税などの安定的な財源の確保が必要というふうに考えておりまして、その実現に向け取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

○山本(喜)委員 現状のままでは推移すると二・六％にしかならないというふうなお話でございますが、三・九％という森林の部分が占める割合は、大変大きいわけでございます。

林野庁関係の森林整備事業というふうなことで見ると、一般公共事業予算の状況ですね、林野庁関係だと、平成十年度を一〇〇とすると今年度で五五・五というふうな状況でございます。年々減っているわけでございます。

そうした状況を見たときに、二・六から三・九に近づけていくことのために、二、千億程度必要というふうな試算があるようにございますが、これを林野庁はどのように達成しようとしているのか。

○梶合政府参考人 先ほど御説明申し上げましたように、現状の水準でいきますと二・六％しか見込まれないということでありまして、今後、森林整備水準を一層上げていくことが必要だということに考えております。

それで、今後、三・九％の確保に必要な事業量というものと、それから、現状程度で推移した場合どうなるかというところで、その差が当然あるわけでありまして、その辺を埋めるためには、一定の追加的な財源が必要だというふうに考えているところであります。

○山本(喜)委員 人の手を入れたいと森林はよく植栽とか間伐、大変大きな人手がかかるわけでございます。この三・九％に向けた事業量の確保なり財政措置ということであれば、どうしても環境省としても、環境税ということで踏み込んでいかなきゃならない。真摯にということで先ほど来お話はありますが、やはりこの真摯をさらに実効性を持ったものにしていかないと、これはどうしてもだめなわけでございます。

環境税というふうなことのほかに、既存エネルギー税の見直しによる温暖化対策費の捻出ということも話題になっているようにございます。例えば、自動車重量税を環境対策に使うとか、そういうふうな話もあるようにございますが、環境省とすれば、環境税というものでいくのか、それとも既存エネルギー税の見直しというものでいくのか、その点のスタンスはどうなっているんでしょうか。

○高野副大臣 環境税については、今の森林吸収源あるいは新エネ等の技術開発等に財源効果としてこれを使っていくことでもありまして、環境税と今既存のエネルギー税については、これは別個の議論をする必要がある。というのは、他のエネルギー税についてはアナウンスメント効果とあるいは価格効果というのには期待されていないということもありますので、環境省としては、別個の議論が必要だというスタンスであります。

○山本(喜)委員 ということは、環境税ということで環境省としては考えていくということですね。

○高野副大臣 そのとおりでございます。

○山本(喜)委員 国際的な約束事でございますから、六%達成のためには、先ほど来林野庁の方からもありましたとおり、財源がどうしても必要なわけでございます。そうした意味で、真摯にぜひ省庁間で議論していただいて、この環境税に向けて頑張っていたきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○小沢委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る二十六日火曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る二十六日火曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時十五分散會

環境委員會議録第六号中正誤

- 一五ページ一段二六行は、行頭を一字上げる。
 - 一五ページ一段二六行の次に次のように加える。
- 浄化槽法の一部を改正する法律